

# 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

## 第11回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

## 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第11回）

### 議事次第

日時：令和3年5月21日（金）12：00～14：00

オンライン開催

1. 開 会

2. 議 事

とりまとめ（案）について

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日もウェブ会議で開催させていただいております。

構成員の欠席はございませんが、川瀬構成員と久保構成員は遅れての御参加となるとのことでございます。

また、今回も傍聴希望者の方向けにユーチューブでライブ配信をしておりますが、本ワーキングチームの録音、録画は禁止とさせていただいております。くれぐれも御注意ください。

それでは、頭撮りはここまでとなりますので、カメラの方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○金子室長補佐 それでは、これより先の議事は相澤座長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○相澤座長 座長の相澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 資料の確認をいたします。

資料1-1が、とりまとめ(案)の見え消し版。前回から修正したものでございます。

その別紙として、子どもからの意見聴取概要をつけております。

資料1-2が、そのの溶け込み版。

資料2として、子どもの権利擁護の枠組みのイメージ図を御用意しております。

また、参考資料1として、子どもからの意見聴取において実際に説明に用いたスライドをつけております。

参考資料2が名簿。

以上でございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

資料の欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

(首肯する構成員あり)

○相澤座長 それでは、議事に入ってまいります。

まず、5月上旬に子どもからの意見聴取を実施させていただきました。御協力いただいた構成員の方、特に中村構成員、川瀬構成員におかれましては誠にありがとうございました。実施概要と各回のヒアリング概要を資料1-1の別紙として提出しております。御参照ください。

本日は、前回までの御議論を踏まえ、事務局と相談し、とりまとめ(案)の修正版を用意してもらいました。併せて、子どもの意見聴取で上がった子どもの声を取りまとめ(案)に反映させております。これを基に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず事務局から資料1-1、見え消し版の説明をお願いいたします。

○野村企画官 企画官の野村でございます。よろしくをお願いいたします。

資料は、資料1-1、資料1-2、別紙、それから、資料2とございます。そのうち、とりまとめ（案）ということで資料1-1の見え消し版で御説明をさせていただければと思います。

まず、変更点のみでございますが、1ページ目で、まず「適切なアセスメントを行い必要な場合には躊躇なく一時保護することなどが求められるが」という文言を追記しております。

2ページ目でございますけれども「ワーキングチームでは」というところで「社会的養護の当事者」とあったところを「経験者」と修正し「ヒアリングを実施し、また、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護所や里親のもとで生活している子どもからも直接意見を聴き」ということで、意見聴取を行った旨を追記しております。

3ページ目、その意見聴取でいただいた意見をここに書き込んでおります。「ワーキングチームが実施した子どもからの意見聴取では、『自分自身の権利について知らされていない』、『大人を信用できない』、『相談した後のことが心配』、『ケースワークの進捗状況を知らされない』、『多忙なケースワーカーに対して遠慮してしまう』等の声があったように、大人や制度の側に様々な要因があることが伺える」という記載にしております。

4ページ目ですが、意見表明を支援する部分について、どういった人がその支援を行うことができるかといったところですが「言語やそれによらない意見の表明を理解しようとする姿勢を持ち、年齢・発達の程度・障害の状態等に応じた支援を行うことができる者」といったように書いております。「また、子ども自身が意見表明支援を受けられることを知ることが重要であり、自治体は様々な機会を捉えて子どもに対する説明を行うことが必要である」といった旨も記載しております。

また、4ページ、5ページにおいて「指定発達支援医療機関への委託」といったところの措置の話も追記しております。

5ページ目でございます。「なお」のところでは始まるものですが「意見を聴取する」といったところで「『意見を聴取する』とは、形式的に意見聴取の機会を確保するだけでなく、意見を真摯に受け止めたうえで子どもの最善の利益を優先して考慮して決定することまでが求められるのであり、子どもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援により、そのことが徹底される必要がある」といったふうに書いております。

5ページ目で、次に子どもの意見聴取をさせていただきましたが、その中でいただいた意見についても書いております。「『「嫌だ」と言ったら「仕方がない」と説明された』、『一時保護所のことを事前に知りたかった』、『正直に言ってほしかった』、『1日だけと言われたが長期間いる』などの声があったことを踏まえ、適切な説明を前提にして今以上に子どもの意見をしっかり聴いて対応していくべきである」。

6ページ目ですが「また、一時保護を解除する場合にあっても、子どもの意見を聴くこ

ととすべきである」といったことを書いております。それから「なお」で一時保護に関する司法審査の在り方について、別途の検討会での検討状況について記載した上で「今後、関係省庁等において検討を行うこととされている。一時保護に関する子どもの意見聴取については、今後検討される司法審査との関係を整理していくことも必要である」といったことを書いております。

6 ページ目で「適切な意見聴取及び子どもの最善の利益を優先して考慮した決定ができるだけの技量を身につけることが不可欠」といったところで、児童相談所や一時保護所の職員の部分での技量についても書いております。

7 ページ目、自立支援計画の策定の場面でございますけれども、これも子どもからの意見聴取の中で得られた意見ですが「自立支援計画策定に当たり、『意見を聴かれていないと思う』、という声や、そもそも自立支援計画を『知らない』、『作られていないと思う』という声があった」ということを書いております。

そこから9ページに飛びまして「さらに、こうした規定を踏まえた自治体の取り組み状況を踏まえつつ」としながら「今後、意見表明支援員の配置義務化についても検討すべきである」。それから、1つパラグラフを飛ばして、なお書きで意見表明支援員の用語について「『支援』を受けることに抵抗を感じる子どももいることを考慮し、『支援』という語を用いないより適切な呼称を検討すべきであるとの意見があった」と書いております。

10ページですけれども「自ら意見を表明することが難しい」という部分を「言葉により意見を表明することが難しい」と記載を変えております。

11ページ目で【意見表明支援の環境】でございます。子どもからの意見聴取で得たところを踏まえてですが「どのような環境で意見を聴いてほしいかについては、『1対1で個別に聴いてほしい』、『個室など周囲に聴かれる心配の無い環境のほうが話しやすい』、『施設の外がよい』、『公園など開放的な環境のほうが話しやすい』、『遊びながらなどフレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい』などの様々な意見が寄せられた。意見表明しやすい環境は子どもによって様々であるので、意見表明支援員は画一的に対応するのではなく、個々の子どものニーズに応じて場所や方法に関して柔軟に対応することが求められる」と書いております。

12ページ目で【意見表明支援員の資質】の関連ですけれども、それについて子どもからの意見聴取によって得られたことを書いております。「『優しい人がよい』、『同じ経験を持つ人がよい』、『ここを退所した人がよい』、『嘘や隠し事をしない人がよい』、『秘密を守ってくれる人がよい』、『同性がよい』、『年齢が近い人がよい』、『専門的な知識と経験のある人がよい』、『親や関係者に通じていない人がよい』、『信頼関係がある人がよい』などの様々な意見が寄せられた。このように意見表明支援員に求める資質は子どもによって様々であるので、こうした意見を踏まえ、多様な属性の意見表明支援員を確保していくことが望まれる」。

13ページ目ですが「(2) 政策決定プロセスへの子ども参画」といったところで、子ど

もからの意見聴取でいただいたことで「『自分たちのためではなく大人が仕事をしやすいようにルールが作られていると感じる』といった声があった。一方で、施設内のルールを子ども同士で討議して改訂した経験を『納得感が得られてとてもよかった』と評する声もあったように、自分自身に関する物事の決定プロセスに参加することは、社会的養護のもとで暮らすことの納得感や自己肯定感を高める上で非常に重要であると考えられる」といった記載をしております。

加えて、参画の部分で「都道府県等の諮問機関（児童福祉審議会等）の委員として任命したり」というふうに、任命することについて明確に記載をしたりという修正を行っております。

14ページにおいても、その参画のノウハウです。「参画する人数や参画方法、匿名性の担保等の工夫が必要であり、参加者とともに参画のルールを構築することが望ましい」といった修正をしております。

15ページですけれども、社会的養護の児童養護施設等の退所者等についての支援の関係について少し記載を加えております。「さらに、児童養護施設等においては退所者への相談支援が業務として位置付けられており、平成29年度創設の『社会的養護自立支援事業』により、児童相談所等に入所児童の自立に向けた継続支援計画を統括する支援コーディネーターを配置するとともに、民間団体への委託等により生活相談支援や自助グループ活動の育成支援を行うほか、令和3年度からは『里親等委託児童自立支援事業』としてフォスタリング機関にも自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う取組がはじまっている。これら自立支援担当職員による施設入所・里親委託中からの自立支援や退所・委託解除後の相談支援、退所者等の自助グループの育成などの取組を更に進めていくべきである。今後、これらの自助グループと施設やフォスタリング機関の自立支援担当職員等が繋がり、退所者等への支援の輪が強化されることで、連続した一体的なネットワークが構築されることが望ましい。なお、子どもからの意見聴取において『20歳までの措置延長の仕組みを知らない』との声もあったように、児童相談所は措置延長の仕組みについて適切に子どもに説明するとともに、必要な場合には積極的に活用することが求められる」といった記載を加えております。

16ページで「児童の権利に関する条約を基礎として」などの修正を加えております。

17ページに、児童福祉審議会で権利救済の仕組みを行う場合に「市区町村の事案を取り扱うことが難しい」というデメリットを追記しております。

少し飛ばしまして、20ページですが、書類のあれで、児童記録票とか、そういったものの保存期間の話ですけれども「解除後でも過去に自分が受けた決定について知ることができること及び文書等の保存期間について適切な説明を行うべきである」といった記載を追記しております。

あとは22ページで「c. アクセシビリティ」についてですが、意見聴取をした関係で『突然知らない人が来るのは怖いので来る日を前もって教えてほしい』、『呼んだら来てくれ

るのがよい』、『文書にすると誤解を招くので電話など口頭で話したい』、『電話するのが難しい環境なのでノートやはがきがよい』、『SNSは時間を気にしなくて良いので使いやすい』などの様々な意見があった。子どもがアクセスしやすい方法は、子どもの状態や施設の管理運営方針などに応じて様々であるので、画一的な対応ではなく多様なアクセス方法を用意することに留意すべきである」。

それから、子どもからの意見聴取で加えて「『児童福祉審議会を知らない』、『子どもの権利ノートを知らない』、『よく知らないと怪しいものと思ってしまう利用する気にならない』、『秘密が守られるのか不安』など、そもそも子ども自身に権利擁護の仕組みが知れ渡っていない状況が伺えた。児童福祉審議会を活用するスキームを整備することとあわせ、それが機能するよう子どもに対する適切な周知に力を入れるべきである」といった記載を加えております。

25ページですけれども、国レベルのコミッショナーの部分ですが「他方で、仮に」といった記載を削り「国レベルでコミッショナー（・オンブズパーソン）を創設する場合には省庁横断的な検討を重ねる必要が生じることから、省庁横断的な会議体を設置するなど引き続きの検討課題として位置付けていくべきである」といった記載をしております。

26ページに、自治体のコミッショナーの記載の中で「さらに、国・自治体のそれぞれにコミッショナー（・オンブズパーソン）を創設していくうえでは、自治体レベルでの議論の蓄積を国レベルの取り組みに活かすなどの連携を図ることも必要である」といった記載を加えております。

それから、従前「（3）第三者評価」として書いておりましたが「4. 評価」として「（1）社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者による評価」についても記載を加えました。「社会的養護の質を評価する上では、実際にそのもとで生活する子どもや経験者の声を取り入れることが不可欠である。この場合、現在進行形で施設等に暮らす子どもの視点と、ある程度客観的に過去を振り返って評価ができるケアリーバーの視点は自ずと異なることから、それぞれの視点を取り入れて多角的な評価がされることが望ましい。方法としては、既に子どもや退所者へのアンケート調査を行っている自治体や施設もあるが、こうした手法に加え、聴き取り等の方法により、調査票への記入等が苦手な子どもの声も反映できるようにすることが望ましい」。

「（2）評価機構等」という形にして、27ページですけれども「第三者評価の受審の進捗も踏まえつつ、国レベルの評価機構についても検討していくべきである」という記載をしました。

「おわりに」で、我が国が児童の権利に関する条約を批准してから四半世紀以上が経過している中での今回、議論があり、全ての子どもの権利が擁護される社会を実現することは喫緊の課題であるといったことを書いた上で「おわりに」の文章を書かせていただいております。

加えて、すみません。修正については以上なのですが、もう一つ、ところどころ、子ど

もの意見聴取の結果を御紹介しておりますが、具体的にどのように行ったかについては別紙として御用意しております。「子どもからの意見聴取 実施概要」といった資料をそれを御覧いただければと思います。

5月2日から全5回実施いたしました。里親家庭、ファミリーホーム、一時保護所、児童養護施設を2つ、それから、児童自立支援施設で、小学生から19歳までの幅広い層に御意見をお伺いしました。

具体的な方法としては「3. 実施内容」として御紹介しております。カードを選んでもらって御意見を言っていたのと、アイデアを聴かせてというところで意見交換を行う。大きくその2つの方法で「<カードを選ぼう>の部」は権利カードで、2ページ目にカードの種類として様々な「もっと自由に遊びたい」「もっとゲームしたい」など、並べたカードのうち、自分にとって最も大切だと思うカードを1人3枚選んでいただいて、選んだ理由を、意見を聴いたといったもの。加えて「<アイディア聴かせて>の部」ですが、中村構成員につくっていただいた参考資料1を用いながら意見表明や権利擁護の仕組みについて意見交換を行っております。こちらから、これまで意見を聴かれた経験であるとか意見表明を支援する人。そういったところの質問を行って意見をお伺いしました。

具体的には3ページ以降、いただいた意見などを書いているといったところで、それを今回のとりまとめ（案）の中に修文という形で入れさせていただいている状況でございます。

すみません。説明としては以上でございます。

○相澤座長 御説明、どうもありがとうございました。

子どもからの意見聴取で出た意見は、とりまとめの提言に関わる部分のみ本文に反映し、全体版は別紙としてつけるという整理をしております。本文に反映されなかったものでも社会的養育専門委員会の制度改正の議論の中で御報告したいと思っておりますので、この場でいただく子どもの意見の反映に関する御意見は報告書の提言に関するものに限っていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、それを踏まえて御議論をいただきたいと思います。

まずは、冒頭の「はじめに」から「2. 子どもの意見表明権の保障」まで、1ページから15ページ途中までについて御意見のある方は「手を挙げる」機能を使用して挙手をお願いいたします。よろしく願いします。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

子どもの意見を聴いてきてくださった皆様、それから、これをまとめてくださった事務局の方々、本当にありがとうございました。とても参考になったと思います。

子どもの声を読んでみて、抜け落ちていたというところに気づいたので、今更かもしれませんが、できればどこかに入れていただきたいのは、まず、子どもたちが児童相談所を知らないのではないかという点です。189はちょっとポスターで見たけれどもみたいなもの



が書いてあるのですが、教育等で、児童相談所は子どもの権利を守るところなのだ、何かあったら相談してもいいのだとか、逃げてきてもいいのだぐらいですね。そういう意味も含めて、児童相談所はこういうところなのだということを子どもたちに知らせる努力をどこかに入れていただいたほうがいいのではないかととても強く感じましたので、今から入れるのは大変だと言われそうなのですが、お考えいただけるとありがたいと思いました。

それから、15ページまでですね。

○相澤座長 はい。

○奥山構成員 6ページの専門性のところなのですが、確かに子どもの意見を聴く相談員の方に比べて児童相談所の職員はやはり自分たちの意思決定に関しての説明もきちんとしなければならないですし、非常に高い専門性が要求されると思うのです。ここは今ある制度の中でということで研修でということが書かれているのですが、専門職としてしっかりと子どもの発達とかその障害のことも含めて児童相談所の職員がきちんと知って、そういう専門性を高めることが大切です。そういう資格も含めた専門性の向上が必要であるということも、別にほかのワーキングがあるからといって遠慮するのではなくて、入れてもいいのではないかと思います。

15ページまでは以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。できるだけ奥山構成員の言った児童相談所の知らせることとか説明することとか、入れられるところは工夫して入れていきたいと思っています。

それでは、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 よろしくお願いたします。15ページまでということで幾つか意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目が、私はこのワーキングチームの中で何度か申し上げたのですが、障害児施設などで生活している障害のある子どもたちの権利擁護の部分で、これをやはり本来、インクルーシブな形で権利擁護の仕組みがつくられる必要がありますので、本ワーキングチームの中でもしっかりと検討して報告書に記載していく必要があると感じております。

例えば、これは自立支援計画については書かれていますが、障害児施設でつくられている個別支援計画のこととか、あるいは障害児施設では第三者評価が義務づけられていないということや子どもの権利ノートが配付されていないところがあるとか、そういう意味で全般的に障害児施設における子どもたちの権利擁護が非常に弱くなっていると思います。これはやはり子どもの権利擁護という児童福祉の仕組みの中で障害児の、特に施設で生活している子どもたちなどが、ある意味、特別な領域となってしまってきた結果ではないかと思えます。

それで、今回のこのワーキングチームのとりまとめの中でも指定発達支援医療機関への委託というものを書いていただいています、それが書かれることによって施設というのが医療型の障害児施設を含めて、障害児も全て入っているのだということがはっきりし

で大変ありがたいと思います。

ただ、それこそ個別支援計画の部分など、いろいろなところで本来もう少し書き込んでいただきたい部分がありました。そこで私のお願いとしては、3ページの「2. 子どもの意見表明権の保障」と書いてある前の「1. 基本的な考え方」の最後のところに例えばこのような文章を入れていただくことはできないかということでの御提案でございます。

「また、障害者基本法第1条には『全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する』との理念が規定されており、施設などで生活している障害児をも包含した権利擁護の仕組みを構築すべきである」。例えばそういう文章を入れていただくことはできないかというお願いです。

○相澤座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○堀構成員 それから、次に2点目になりますが、これは5ページの【一時保護】の上の文章なのですが「個別具体のケースで措置等をする場合において都道府県等が子どもの意見を踏まえて適切に対応するよう」とありますが、これは「子どもの意見を正當に重視して行うよう」としていただくことはできないだろうかということでもあります。規制全体というよりも、権利条約の条文を踏まえて、正當に重視して行うということをお願いできないかということです。それが2点目です。

○相澤座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○堀構成員 それから、3点目が9ページの上のところ「自治体の取り組み状況を踏まえつつ、今後、意見表明支援員の配置義務化についても検討すべきである」と書いていただいた部分で、これは前回の意見書を踏まえてこのような形で書き込んでいただいて大変ありがたいと思っております。

少し文章の書き方としてなのですが「今後」という部分は取ってもらってもいいのではないだろうか。今後ということはもう分かっていることですので、これを書くと少し延びてしまうかなというか、そんなニュアンスがするのですが。それから「検討すべきである」とあるのですが、これも前の文章のように「規定すべきである」と前の文章は書かれていますので、ここも「検討すべきである」というよりも「規定すべきである」という形をお願いできないだろうか。「検討すべきである」ということは既に附則で書かれていて、そこでこのワーキングチームが始まっていますので、検討の段階というよりも「規定すべきである」ということでそこに述べて対応していただく段階なのかなと思っております。それが3点目です。

次に、10ページの【意見表明支援員の活動】の一番下のところなのですが「子どもに対して意見表明支援の趣旨や利用方法等を説明するべきである」というところなのですがけれども、これは子どもに対して意見表明支援員の趣旨や利用方法ということではないかと思えます。「員」を入れていただきたいと思えます。

併せて、少し前のところの「措置等の決定をする際などの様々な機会を捉えて」とあるのですが「措置等の決定をする際はもとより、様々な機会を捉えて」としていただけない

でしょうか。措置等の決定をする際に特に重要ですので、そこは必ずお願いしたいと思うのですが「措置等の決定をする際はもとより、様々な機会を捉えて」ということでいかがでしょうか。

私からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

○相澤座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

それでは、池田構成員、お願いします。

○池田構成員 ありがとうございます。私からは2点、意見を申し上げたいと思います。

まず、5ページの中ほどの「なお、『意見を聴取する』とは」というところなのですが、これは非常に何度か書き直しをされていて御苦労された跡がうかがえるので、修正意見をさらに申し上げるのは申し訳ない気もあるのですが、ここは用語として、聴取の中に、受け止める、これは恐らく考慮という趣旨だと思うのですが、そこを読み込む形になっている。そういう御趣旨と受け止めましたが、やはり聴取と考慮というものは子どもの権利条約第12条でも分けて規定されていますし、聴取の中の考慮のところまで読み込むのはなかなか文言的に難しいのではないかと思います。

仮にこの文章の中でそういう形を取るのだということはありませんけれども、ただ、ページが変わって、今度は意見聴取という言葉が出てきたときに、ここまで広い意味での聴取ということだったのかどうかということも忘れてはいけないので、やはり聴取は通常どおりの聴くというところで、それを聴いた意見を考慮するというふうに2段構えでちゃんと分けて書いたほうがいいのではないかと思います。

そういう意味で、具体的な修正案を御提案したいと思いますので、検討していただけるとありがたいです。「なお、『意見を聴取する』とは」の後に続けて「形式的に意見聴取の機会を確保するだけでなく、子どもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援により、子どもの意見表明が実質的に確保されることが必要である」。ここで一文が切れて、その後で「その上で、個別具体のケースで措置等をする場合において都道府県等が子どもの意見を尊重しつつ最善の利益を優先して適切に対応するよう、その具体的な方法に関しては、児童相談所運営指針等に明記して徹底していくべきである」というふうに分けて書くというのではないかと思います。

同じ趣旨で、6ページの【児童相談所等における職員の専門性の向上】の場所の3行目ですが「適切な意見聴取及びそれを尊重しつつ最善の利益を優先した決定ができるだけの」ということで修正をしていただけるといいのではないかと思います。それが一点です。

○相澤座長 ありがとうございます。

○池田構成員 もう一点は9ページで、ここは意見表明支援員の配置の義務化、法制化ということで意見書を出させていただきまして、それを踏まえた御修正をいただいているところですが、堀先生がおっしゃったように、検討するということはこれからやっていかなければいけないところで「今後」というものはわざわざ書く必要はないのではないかと思います。そこは私も賛成です。

それから「検討すべきである」というところですが、義務化すべきであるというふうになかなか現状で言い切れない、つまり、今すぐ法制化はなかなか難しいという御判断で「検討すべきである」ということになっていると思いますが、それであればもう少し積極的な書きぶりでもいいのかなど。例えば修正案ですけれども、「義務化についても着実に検討を進めていくべきである」というところは最低限お書きいただきたいと思います。

私からは以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。今いただいた意見をきちんと考えて、反映できるように検討したいと思います。

それでは、林構成員、お願いします。

○林構成員 大阪府の林です。

子どもさんへの聞き取りでは聞き取っていただいた構成員の方、ありがとうございました。それと、大阪府のほうでちょっとコロナがかなり感染拡大したので御協力できずで、とても申し訳なかったと思っています。

それで、読ませていただいて、いろいろな意見を子どもたちが言っているのを現場のほうでも受け止めながらやっていかなければいけないなと思っていたのですが、報告書の中でこんな意見があったということで書いていただいているのですが、今後の提言に直接関係することではないかもしれませんが、3ページのところで書いていただいている分で「自分自身の権利について知らされていない」とか「大人を信用できない」ということなども子どもたちは言っはいらっしゃるのですが、一方で気持ちや考えを言えるとか意見を尊重してくれたという子どもたちの声もありますので、できれば、この下から6行目から始まる場所の、見え消し版のほうですけれども「ワーキングチームが実施した子どもからの意見聴取では」、例えば気持ちや考えを言える、意見を尊重してくれたという声もあるものというような、実際、いいほうのことも子どもたちも言っていたことを書いていただけると今後、この報告書、現場の児童相談所や施設の先生方、里親さんとかも見ていくと思いますので、そういういいほうの声も載せていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。それは載せるように検討したいと思います。

それでは、続いて、永野構成員、お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。13ページと15ページのところの2点で少し意見を申し上げたいと思います。

非常に整理されてきていて、子どもの政策決定プロセスのことが記載されているのはとてもいいことだと個人的には思っているのですが、ここの意見聴取のところの取り上げ方がちょっと違和感があるのは「子どもからの意見聴取でも」と出てきているところのパラグラフなのですが、参加することは、子どもの納得感や自己肯定感を高める上で重要と書かれているのですが、それはもちろんなのですが、政策決定プロセスなので、

この子どもの参加によって得られることとしては、やはりあるべき制度とか政策とかケアの方向性を定めることができるという、こちら側のためにもなるということを書かないと、子どもたちの自尊心を高めるために参画するということはちょっとトーンが違うところかと思うので、できればそういう一文が入ると納得感も得られる上に、あるべきケアや制度を定めることができるというふうを書くべき場所かなと思いました。

もう一点、15ページの最後のところなのですけれども、社会的養護自立支援事業について言及していただいているかと思います。ケアリーバー調査などでも実施している自治体は半分、ほとんど全ての自治体が実施しているわけではないことが分かってきていて、実施のばらつきが分かっているところかと思しますので、特に子ども・若者たちが自治体間を移動することもありますので、このばらつきがあると格差が出てくるわけなので、この始まったところというふうに書いてあるのですが、平成29年からですので、結構、時間がたってきているところでもあるので、実施を推進するとか、徹底するとか、そういうことが入ってもいいのかなと思いました。ちょっと権利擁護から外れてしまうのかもしれないですけれども、この事業を書くとしたら、そういった課題があるということも記載するべきかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 御指摘、どうもありがとうございます。検討したいと思います。

それでは、栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 資料をまとめていただいて、ありがとうございます。

堀構成員や池田構成員がおっしゃっていたように、5ページの辺りです。やはり子どもの声を聴取するだけではなくて、正當に重視するという一文が入っていただきたいと思うところと、苦勞して変えていただいているのはいいのですけれども、さらに権利条約に基づく報告書になるべきだと思います。

また9ページも、今後検討というのは、おっしゃっていただいたように、児童福祉のほうの附則に載っているものですので「今後」というところは削除いただいて、また、法制化をすべきであるということも、そこは反対意見がないのであれば、そういうところもこのワーキングチームでやっていくべきではないかと思います。

最後なのですが、ヒアリングの書き方についてちょっと質問なのですけれども、ヒアリングでアドボケイトのどんな人がいいかということがヒアリング資料の2ページに書かれています。ただ、ヒアリング資料の21ページを見ますと「学校の先生には話しやすいが、施設に連絡が入る」とか「児童相談所などに依頼しようとする」と止められるような発言があった時もあった」といったように、ここで言う、私たちが言っている意見表明支援員とは別の職員さんとか先生方への意見が混同しているという印象があります。子どもたちが意見を伝えてくれた大事なヒアリングなので、やはり職員さんに言いたい、変わってほしい部分とアドボケイトに言うべき部分を分けて書くことによって何をどう変えるべきかがわかると思います。これは大変貴重な資料で、皆さんが読んでいただくべきことなので、

何を要望するかというところも含めて考えると、分けて書くべきではないかと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

すみません。1つ、先ほど来、池田先生たちがおっしゃっている5ページのところなのですけれども、2段に分ける、意見聴取と最善の利益を分けて考えるのは私も賛成です。

ただ、最善の利益を考えて決定を下すときは、児童相談所の責任において、もしくは都道府県の責任において、その決定を下すのだということを入れていただきたいと思います。

それから、先ほど来、義務化をすべきというふうに書き直すべきというのが堀構成員や栄留構成員から出ているのですが、その前段階で、努力義務化することは明確に書かれていて、それをどの段階で義務化に持っていくかという話なのだと思います。その際にはそれなりの検討は必要だと思います。ですので、先ほど池田先生がおっしゃったような、着実な検討を進めて義務化の方向に進めるべきであるというのは賛成なのですが、現時点で義務化という形にするのは少し行き過ぎという思いが私はします。やれる規定ではなく、努力義務化まで言及しているので、まずは努力義務ということで進めていただくのが私は良いのではないかと思っています。その中でどんな形がいいのかというのがだんだん明確になってくると思うので、いいかげんな支援員だけ義務化されて、ただ置くだけというふうになってしまうのではなくて、実質的なところをしっかりと考えた上で義務化していくことが望ましいのではないかと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。検討させていただきます。

15ページまで、ほかはいかがでしょうか。

では、中村構成員、お願いします。

○中村構成員 すみません。よろしくをお願いします。

私は、先ほど永野さんもおっしゃっていた意見のケアリーバーの部分ではなかったかもしれませぬ。ごめんなさい。

○相澤座長 15ページですか。

○中村構成員 15ページだったと思うのです。

15ページのことで1つ確認です。この権利擁護のワーキングチームで深めるところではないだろうと思いながらも発言するのですが、赤文字の「さらに」の部分から変えていただいている、この自助グループの部分を書いていたかと思いますが、施設とかフォスタリング機関事業の支援員と自助グループの職員がつながってと書いていますが、これは何か調査の中でそういう記載がされているのですか。施設とはつながりたくないかという若者もやはり一定いると思いますが、このように書かれてしまうとつながらない

といけないのかという感じがします。何かこれまでに記載されているものがありましたら、それを権利擁護のワーキングチームにも活用されたのだなという理解をするのですが、そこが違和感を覚えました。

もう一点、同じ部分の「なお、子どもからの意見聴取において『20歳までの措置延長の仕組みを知らない』」の部分なのですが、ヒアリングのまとめのところで子どもたちが、措置延長については20歳になった、その年度末までに延ばしてもらいたいという意見を言ってくれているお子さんがいました。それが別紙には載っていますが、措置延長の仕組み自体を説明するだけでなく、制度自体を考え直さないといけないのではないかとといった事を意見として出してくれていたのが私も印象に残っています。

なので、この説明するだけではなくてというところの記載を考えないといけないのかなと思いました。冒頭にお伝えしましたが、権利擁護ワーキングでは、関係のない議題になるかもしれませんが、意見を述べさせていただきました。○相澤座長 では、後半部分から言うと、20歳の年度末までのということについては、社会的養護専門委員会で私のほうからも発言させていただいて、そこで協議をさせていただければとは思っております。

では、前半部分については、これは事務局のほうから説明をお願いします。

○金子室長補佐 事務局でございます。

もちろん、個々には余計なお世話だ等々はあると思いますけれども、今年度から始めている自立支援事業の中でも自立支援担当職員が退所者の方々のネットワーク化とか、あるいは連絡頻度が落ちて当事者が孤立しがちといった問題もありますので、そうした観点から引き続き交わり続けるといったことを事業の要綱としてもお示ししておるところですので、総論としてはこういう方向でやっていく必要があるのではないかと改めて記載した次第でございます。

いかがでしょうか。

○相澤座長 中村構成員、いかがでしょうか。

○中村構成員 ここで申し上げないほうがいいかもしれませんが、やはり施設とか既存の関わりのある養育者とつながれない人たちがいるというところを前提に考えないといけないなと思っていますので、この件は、専門委員会のほうで議論するということですね。ありがとうございました。

○相澤座長 ありがとうございます。

15ページまで、ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

続いて「3. 権利擁護の仕組み」から「おわりに」までで、15ページ途中から最後までについて御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

後半部分ですが、いかがでしょうか。

奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員

20ページのところだと思うのですが、記録の問題があるのですが、子どもたちが、例えば代替養育に措置されたとしたら、自分がなぜ措置されたのかということを知りたいと思う時が来ます。小さい頃に措置されて自立していく場合に、25歳までしか児童相談所の記録が置かれていないのはかなり問題ではないかと思うのです。そのところを変えるような検討が必要であるということが入れられないかと考えます

○相澤座長 ありがとうございます。検討したいと思います。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 2点、意見を申し上げたいと思います。

まず、16ページの今回赤字で追加していただいた「子どもが権利の享有主体であること等に関して」とありますが、ここは「子どもが権利の享有・行使主体」というふうに、これは子どもの権利条約の大変重要な記述なので「・行使」をお願いしたいと思います。

それから、もう一点は23ページですが「専門性を有する者としては」ということでずっと列挙していただいて「福祉制度の観点から福祉職といった者が考えられる」とありますが「福祉制度の観点から福祉職」の後に「、子どもの権利擁護に実績のある市民といった者が考えられる」というふうに挿入いただけないでしょうか。これは、川西市子どもの人権オンブズパーソンは明確に条例の中にこれが書かれておまして、子どもの権利擁護の活動を行ってきたNPOの代表とか様々な市民がオンブズパーソンとして参画しています。市民の参加がとても重要で、NPOで大変すばらしい実績を上げておられる方がたくさんおられますので、ぜひそういう方も参画いただけるようにということで「子どもの権利擁護に実績のある市民」と入れていただきたいというお願いです。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。検討したいと思います。

ほかはいかがでしょうか。後半部分はよろしいでしょうか。

特にございませんか。

栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 ありがとうございます。

26ページなのですが「4. 評価」なのですが「一時保護所の管理的な運営の慣行」で、ぜひ子どもたちのヒアリングの引用をするなどして、どういうことが管理的なのかというところもお伝えいただけたら読む方も理解できるのではないかと考えています。

例えばヒアリング資料の25ページとか、全員がスポーツ刈りであるとか、それはなぜそれなのかが分からないということであるとか、あるいは11ページで、パンツも誰がはいているか分からないから衛生的に嫌という意味は、恐らくパンツを以前の誰かがはいたものが入っているとか、あるいは16ページで、お風呂が1人15分であるとか、そういった子どもたちの声が反映していくと、より分かりやすく、意味があるのではないかと考えています。



あるいはこれ自体をもう少し取り上げて何か、本来は考えるべきことだったのではないかと思うのですけれども、そういった子どもたちの切実な声がヒアリング資料で別の資料になっているとなかなか読まないのではないかと考えているところです。

もう一点は、資料2のあるべき姿のイメージは後ですか。今の後半部分の話をこの資料2にも入れたいのですが、その話をしたいですか。

○相澤座長 どうぞ。

○栄留構成員 ちょっと言わせてもらおうと、今回のヒアリングで、やはり子どもたちがこの権利擁護の仕組みを知らないことがかなり明確になっていたと思います。児童福祉審議会を知らないとか、権利ノートを持っていないとか、そういう意味では、このあるべき姿の図の中に権利啓発とその仕組みの周知というものをに入れていただきたいと思います。つまり最初の児童相談所から子どもという部分に、権利啓発や仕組みの周知について書いていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。○相澤座長 ありがとうございます。重要な指摘だと思いますので、検討させていただきます。

ほかはいかがですか。ほかはございませんか。

では、全体を通して何かございませんでしょうか。

堀構成員、お願いします。

○堀構成員 先ほど池田構成員、奥山構成員がおっしゃっていただいた意見表明支援員の義務化を児童福祉法に規定するという、その部分についてなのですが、私ももちろん、慎重にと言うのでしょうか、しっかりと検討を行って、形骸化したものにならないように、本当に実質的に意見表明支援が行えるしっかりした制度として義務化していくことは必要だと思っております。

ただ、延々とこれが延びてしまって、以前、中村さんがこのワーキングチームでもおっしゃった、いつまで待たせるのだということを当事者の子どもたちに思わせるようなことになってはいかぬと思いますので、やはりできるだけ早くというか、そういうことは併せて、また必要なことだろうというふうにも思っている提案をさせていただいたところでございます。

そういう意味で、この趣旨をお含みいただいて、奥山先生が先ほどおっしゃったような形で記載いただければ私も異存はございません。意見として申し上げます。

○相澤座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

では、池田構成員、お願いします。

○池田構成員 今の堀先生のお話とも関連するのですが、とにかく今、モデル事業というものがあって、この自治体の取組をどんどん始めてくださいということは大事だと思うのです。その旨は9ページのところにもお書きいただいている、これはますます進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、ちょっとお尋ねしたいのは現在、このモデル事業を利用している自治体がどれくらいあるのかということと、あと、なかなか数が多いわけで

はないとも伺っていますが、それがどのようにすれば利用が進むのかというところ、何かお考えが事務局のほうでございましてであればお伺いできればと思います。

○相澤座長 では、事務局、よろしくお願いします。

○金子室長補佐 事務局でございます。

すみません。昨年度、令和2年度では、3つだったか、4つだったか、失念しましたが、座長の大阪府も含めてでございますけれども、片手で数える程度の数です。ただ、こうやって議論が進んでいることを自治体さんもお見られますし、今年度はもう少し数が上がってくる予定で、自治体から事務的な相談も受けております。

やはりまだ前例のない取組ですので、なぜ進まないかということは、端的に言えばやり方があまり分からないということだと思いますので、まさにモデル事業の積み上げ、こういうふうにやっとうまくいったということを一箇一箇周知していく。そういうことが増やしていくために必要なプロセスではないかと考えています。

○池田構成員

すみません。その点に関して、やはり他の自治体がどういうふうに行われているかを共有できればいいかなと思いますので、取組例を公表することは有益ではないかなと思います。

もう一つは、既存のそういう何らかの権利擁護の組織、仕組みがある場合に、それとの整合性をどう取ったらいいのか迷いもあるかもしれないと思いますので、そのあたりの何か整理、それから、助言とか、このあたりも有効ではないかなと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうも、御意見ありがとうございます。今後、モデル事業を進めていく上において参考にさせていただきたいと思います。

では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 せっかく今のところで議論になっているので、努力義務にしたということは、その後、いろいろな施策が作られるのだろうとは思いますが、ぜひ財政的な支援であるとか、努力義務にするけれども、全部の地域で子どもの権利として守られるように、この支援員が創設されるような支援を国として行うという趣旨が書かれると良いと思いました。

○相澤座長 ありがとうございます。そういう方向で検討できればと思います。

全体を通して、ほかはいかがでしょうか。

中村構成員、お願いします。

○中村構成員

全体を通しての意見になるかと思いますが、7ページの「③日常生活の場面」のところ等これまで私が気になっていたところとしては、既存の取組はたくさんされているのに、それが子どもたちに届いているのかなというところでは、

ヒアリングでも権利ノートを持っていないとか、もらったけれども活用というところまでいっていない様子が伺え、既存の取組がちゃんと評価されていない現状があるということ

を以前からも思っていましたし、このヒアリングでも改めてそう感じました。

それで「③日常生活の場面」のところで既存の取組について書いていただいている、ここでも第三者評価についてこうした措置の実効性を担保していくべきであるということも書いていただいているのですが、やはりこの部分と、あと、最後の「4. 評価」の第三者評価で、改めて既存の取組の評価も踏まえてといった内容を入れてもらえたらと思います。第三者評価はされているのに、直近で聞いた子どもたちからすると既存の権利擁護の取り組みが活用されていない、または、知らない現状があるという事なので、報告書に改めて入れてもらってもいいのかなという意見です。

分かりにくかったらすみません。

○相澤座長 第三者評価についての子どもへの周知みたいなことでしょうか。

○中村構成員 いや、第三者評価の周知ではなくて、既存の取組の周知と活用しやすいようにというところなのですから、それを第三者評価でも評価してくださいということです。

○相澤座長 分かりました。

○中村構成員 大丈夫ですか。分かりにくくてすみません。

いいですか。

○相澤座長 はい。了解しました。

○中村構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 では、奥山構成員、お願いします。

○奥山構成員 今の中村さんの、子どもたちの評価が第三者評価できちんとというのはそのとおりだと思うのです。

先ほどの一時保護所の件なのですから、実は一時保護ガイドラインの中に比較的、子どもの所持品を取り上げるなどか、着替えがない場合に限って日用品などはちゃんと子どもの所有物として渡しなさいと書いてあるのです。一時保護ガイドラインが守られていない現状がありまう。ですから、いちいち何かを書くとそれぞれ大変になってしまうので、最低限、一時保護ガイドラインに書いてあることは遵守して子どもの権利を守って欲しいというのはどこかに入れても良いのではないかと思います。

それから、このとりまとめ（案）からは外れるのですが、先ほど言いました児童相談所に対する子どもたちのイメージとか、そういうものが一体どうなっているのだろうかというのはとても気になる点だと思います。児童相談所は親にとっては子どもを取り上げられる怖いところというイメージがあったり、支援してくれるところというイメージがあったり、いろいろだと思うのですけれども、子どもにとっての児童相談所のイメージは一体どんなものなのかというのをできれば調査していただくとありがたいと思います。

以上です。

○相澤座長 どうも、御意見ありがとうございます。では、事務局のほうでお願いできればと思います。

それでは、栄留構成員、お願いします。

○栄留構成員 奥山先生の御意見に賛同だという意見なのですが、予算についてアドボケイトの法制化については、すぐは難しいかもしれないのですが、やはりヒアリングの中でも、意見箱に入れてもちゃんと聞いてもらえないとか、そういったところがフィードバックがないとか、いろいろなことを書かれていたので、そこを後押しするためにも法制化というものは検討すべきではないかと思ったのですが、着実に検討が必要というところでは了解しました。

それから、予算についてなのですが、今、モデル事業で800万円ぐらいの予算だと思うのですが、それだとちょっと厳しいというか、子どもたちが求める一人一人に寄り添うというところまでができないのではないかと。今は10分の10で国が出していると思うのですが、これが外れてしまったときに自治体がそれをできるのだろうかというところが心配なので、予算化は確実にやっていただきたいと思います。ある自治体では弁護士が一人一人につくような体制をつけている一時保護所もありますので、そういったことをやっていくにはやはり予算が必要なので、ぜひそこは書いていただきたいと思います。

以上です。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、池田構成員、お願いします。

○池田構成員 すみません。今、栄留先生のお話を伺ってちょっと思い出したのですが、モデル事業というものは児福審を活用した権利擁護の仕組みのモデル事業で、その中で子どもの意見表明支援員も活動するという権利擁護の仕組みのモデル事業なのですが、このモデル事業の後に、権利擁護の仕組みも含めてずっと伴走していく子どもアドボケイトの調査研究事業のガイドラインをつくっていますけれども、そこは多分、まだ予算をつけてモデル事業として使ってくださいというふうにはなっていないかと思うのです。多分、このとりまとめで出ているのは、権利擁護の仕組みだけではなくて伴走型の子どもアドボケイトも進めていきたいと思いますという話なので、後者のほうのモデル事業化・予算化も今後また検討していければと思っています。

以上です。

○相澤座長 こういう事業を進めていくにおいて、当然、予算措置は必要なことになってくると思いますので、厚労省のほうで十分に検討していただくということでお願いできればと思います。

では、堀構成員、お願いします。

○堀構成員 ありがとうございます。

今の池田構成員の御意見に全く賛同ということで、ぜひ伴走型のアドボカシー事業のモデル事業をお願いしたいということでもあります。

これは、例えば私が理事をしているアドボカシー団体にも社会的養護の子どもから電話などでいろいろ相談が実際にございます。それで、相談に乗ってほしいということとか、

いろいろ意見がある子どもがいるのですが、ただ、今の仕組みの中で児福審を活用してということでない、どういうふうに寄り添っていいのかわからないというのでしょうか。そういうところもごさいます。

児福審を活用しての権利擁護の仕組みは、児福審への申立支援というか、やはりそのところにつくられているものだと思うのですが、伴走型はもっと、ずっと様々なケースで寄り添っていくアドボカシーということになってくるかと思います。もともとそういったものは今回の池田先生がおっしゃったガイドラインに明確に出ています、やはりそちらのモデル事業をぜひお願いしたいということで発言させていただきました。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

奥山構成員、どうぞ。

○奥山構成員

事務局に聞きたいのですけれども、モデル事業の段階だとすると、法的な努力義務化ということになるのですか。

逆ではないか。支援員などを含めて環境の整備を努力義務化すると書いてあるので、そうだとしたらモデル事業の段階ではないのではないかと思うのですが、事務局にそのあたりの感覚を教えていただけるとありがたいと思いました。

○相澤座長 では、事務局、お願いします。

○金子室長補佐 努力義務とモデル事業が紐付いているわけではなくて、現在は法的根拠はないので、モデル事業というか、予算措置だけでやっている。もし法令に何らか規定されれば、それに基づいた例えば法定の事業にするとか、そういったいろいろな可能性は考えられるのではないかと思いますので、いつまでもモデル事業かと言うと、もう少し発展させることも検討する必要があるのだろうと思っています。

○相澤座長 奥山構成員、よろしいですか。

○奥山構成員 はい。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、川瀬構成員。

○川瀬構成員

今回、とりまとめ（案）に関して子どもへのヒアリングをやらせていただいて、現場で子どもたちが何を感じているのかということ聞いた上でこの案を、本来は多分、そこから出発して、どうしていくかを考えていかなければいけなかったのではないかと思います。様々に子どもたちがどういう難しさを感じているのかということたくさん気づかせていただきました。

今回、子どもへのヒアリングは、このとりまとめ（案）を補強するというか、具体化するという目的が先行していました。それから、ヒアリングをする上での私たちのオペレーションにもいろいろ課題があり、試行錯誤しながらやった部分があります。地域的な偏在

もあります。現場で子どもが何を感じているのかをきちんとヒアリングして、それを政府の機関に吸い上げていく取組は別の形で継続していく必要があるのではないかと感じているところがございます。今後、子どもの声、現場の声から物事が動いていくような、そういう循環をつくっていけるとよいのかなと思っています。

子どもたちも、それから、ヒアリングをした現場も、このまとめがどうなったのか、どういう形でまとまっていくかについてはすごく関心が高い印象でございましたので、その部分についても事務局を中心に責任を持ってやっていくということでございますので、この後も引き続き取り組みたいと思っています。

以上です。

○相澤座長 どうもありがとうございました。ぜひ子どもの意見を聴くようなことは今後も取り組んでいただければと私は思っております。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

さて、おおよその意見が出そろったところだと思います。

本日の議論を踏まえますと、とりまとめ（案）について、一部の修正が必要であるものの、大幅な新たな検討を要するようなどころまではなかったように私としては認識しております。もしよろしければ、事務局には本日出た意見を踏まえて修正を行っていただくこととして、最終的なとりまとめの確認については私、座長に一任していただければと思いますけれども、構成員の皆さん、よろしいでしょうか。

永野構成員、どうぞ。

○永野構成員 すみません。これはもう終わりに向かっているところですか。あるべき姿のイメージは、議論する場所はない。この後ですか。それとも、それはもう終わっているのですか。

○相澤座長 では、どうぞ。今、発言してください。お願いします。

○永野構成員 ありがとうございます。その時間があると思っていたので、すみません。水を差すようで申し訳ありません。

資料2のとりまとめ（案）を拝見していて、何かすごくクリアカットになったと思うのですが、子どもの参画と評価というものは一部では、今、評価は児相のところだけに向かっているのですけれども、恐らく権利擁護機関であったり意見表明支援機関にも子どもの評価は入るのだと思うので、矢印も全てのところに刺さってほしいというところがあります。評価も参画も、参画のところは今、中心に矢印が1個あるのですが、恐らくコミッショナーができたとしたら子どもの参画というものは抜かせないと思うので、そこにも入ってくると思うので、その幅をうまく表現できなくて申し訳ないのですけれども、全てに参画、全てに評価というふうになるといいなと思っています。

すみません。それだけです。

○相澤座長 ありがとうございます。検討させていただきます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(首肯する構成員あり)

○相澤座長 では、座長一任ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございまして。

それでは、最後に私のほうから一言御挨拶をさせていただければと思ひます。

平成6年に児童の権利に関する条約が批准され、平成9年の児童福祉法改正から平成28年の児童福祉法改正を経て、今日まで子どもの権利擁護を基本理念に据えながら児童福祉分野の制度・政策は進んできたと思ひます。こうした歩みの中で今回のワーキングチームにおいては、子どもの意見表明の在り方、子どもの権利救済の在り方など、子どもの権利擁護そのものをテーマにして検討し、子どもが権利の主体、特に権利の行使の主体としての意見表明や参画など、具体的な方向性や在り方を盛り込んだ、そして直接、子どもの意見を反映させることのできた報告書をまとめることができたことは、真に子どもの権利保障を推進していく上でとても意義ある検討会であったと思ひしております。

私は施設現場で、一人の子どもを見捨てることは全ての子どもを見捨てるに等しいという考えに基づいて実施してまいりました。子どもの権利擁護を大きく前進させ、一人として見捨てることなく全ての子どもの権利を保障する社会をつくるためには、真に子どもの意見表明や参画を保障する仕組みを根づかせていくことが重要であり、この報告書に書かれた内容について、子どもをはじめ、関係する全ての人に分かりやすく説明し、理解と協力を得ながら、より良い制度・政策の実現、そして、子どもの権利を守っていく実践の提供に向けて、スピードを上げつつも確実に推し進めていけるように取り組んでいくことが肝要だと思ひしております。

様々な立場から子どもを中心に据えた積極的な御意見、御協力くださいました構成員の皆様、ヒアリングに御協力くださいました子どもたち、社会的養護の経験者、そして、関係者の方々に感謝申し上げますとともに、大変お忙しい中、子どもへのヒアリング調査の提案を快諾してくださり、ワーキングチームの適切な運営に御尽力くださいました渡辺局長をはじめとする事務局の方々に深謝申し上げたいと思ひます。

今後こうした子どもの意見を聴き反映させる取組については必要に応じて実施していただければと思ひしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本当にこの間、微力で至らない座長でございましてけれども、皆様お一人お一人の御尽力・御協力によりまして一丸となって報告書をまとめることができました。座長として深く御礼を申し上げたいと思ひます。本当にありがとうございまして。

それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願ひいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 本日はお忙しいところ、ありがとうございまして。

とりまとめにつきましては、先ほど座長から御発言がございましてとおり、本日の御意見を踏まえまして、座長とも御相談の上、修正いたしまして、構成員の先生方宛てに送付いたします。

また、これまで検討会で御議論いただいた内容を踏まえまして、具体的な施策としてど

のように進めていくか、政府の中でもしっかり検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○相澤座長 それでは、最後に、渡辺局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○渡辺子ども家庭局長 子ども家庭局長の渡辺でございます。委員の皆様方には一昨年12月から約1年半、11回にわたりまして本当に精力的に御議論いただき、また、今日とりまとめをいただき、本当にありがとうございました。

初回の冒頭にも私のほうからも申し上げましたけれども、非常に子どもの権利擁護というものは幅広い概念で、正直、我々事務局も手探りの中でどういうふうにとまとめていこうかということを考えてきたわけでございますが、今日の報告書にもございますように、大きくはやはり権利擁護の仕組み・システムをどう構築していくかということ。そしてもう一つは、そこに権利の主体である子どもの意見を届けるために意見表明をどう支援していくのか。こういう大きな2つの軸で、さらに時間的にも、すぐに今、取りかかるものと、それから、少し中期に考えていくものということで、取りかかれるものは本当にすぐにも取りかかっていくということで、時間軸も含めてまとめたこと、本当に貴重な御提言になったと思っております。

また、委員の皆様方にも御協力をいただきまして、今回、子どもからの意見聴取という、これまでにない試みをしたことも非常にこのワーキングチームで大きな成果だったと思います。私もこの意見聴取を拝見していて、我々行政もちろん予算も制度も全て子どもたちのためと思ってやっているわけですが、実際にはそれが届いていなかったり、知られていなかったり、そういったことがあるのを改めて感じまして、我々はやはりこういう子ども自身からのフィードバックを常に感じながら進めていかなければいけないのだなということも改めて思いました。

その意味では、この御提言いただいた内容を実現していくのは、まさにいろいろ子どもに関わる様々な制度あるいはプロセスの中でこういう、先ほど川瀬構成員から循環というお言葉がありましたけれども、子どもたちからのフィードバックも含めて循環させていくような、そういう仕組みをつくっていくことが多分、究極の目標ではないかと思っております。

いただいたこの御提言につきましては、今、社会的養育専門委員会の中で次の児童福祉法改正に向けての議論を進めております。この報告も、幾つか微修正はあると思いますが、まとまりましたら、そこに報告いたしまして、できれば来年の法改正の中に反映できるものはしていきたいと思っておりますし、また、この夏、来年の予算に向けての議論も始まりますので、その中で、先ほど予算のお話もありましたので、我々もできるだけ新しい予算も含めて盛り込めるように努力していきたいと思っております。

先生方には本当に御多忙の中、相澤座長をはじめ、御協力いただきまして本当にありがとうございました。これからもまた、この分野のまさにアドバイザーとしていろいろ御意見を伺うこともあると思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



ありがとうございました。

○相澤座長 どうも、御挨拶ありがとうございました。

それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会といたします。これまで11回にわたり、皆様には活発に御議論いただきまして本当にありがとうございました。